

⚠ マルチ商法(連鎖販売取引)・インターネットトラブルにご用心!!

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を捜し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大していく商法です。実際は、販売組織の一員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させたりと、非常に問題の起こりやすい取引形態です。

事例 いい話があると友人にファミレスに誘われ、「春にサイトを立ち上げる。今、出資をすれば売上の10%が入る特典がある。人を誘うとさらに儲かる。」と勧められた。消費者金融でお金を借りて契約したが、冷静に考えると儲かると思えないし、人も誘えない。クーリング・オフしたい。

アドバイス 実際に儲かるのは一握りの上位者だけ。友人や知人を巻き込んで人間関係・信頼関係が壊れてしまうケースもあります。20日以内であればクーリング・オフが可能です。

心得5か条

- その1 身近な人からの勧誘でも毅然と断る!
- その2 安易に甘い言葉を信じて契約しない!
- その3 事業者への投資の勧誘を安易に信じない!
- その4 身近な人の様子に不審点があれば相談にのる!
- その5 困ったら早めに消費者センターに相談を!

「ワンクリック詐欺」

興味本位に無料のアダルトサイトを進み、「入場ボタン」や「認証ボタン」を押しただけで、いきなり登録料を請求する画面になった。

●一度クリックしただけで契約となり、取引内容の確認や訂正の措置がなければ支払う必要はありません。業者に連絡せず無視しましょう。

「ネットオークション詐欺」

インターネットオークションで、市場価格より安いブランドバッグを落札した。代金を振り込んだが、いくら待っても商品が届かない。

●出品者の連絡先、評判、返品可能かを事前に確認し、慎重に取引しましょう。個人間の取引は特にトラブルが多いので、注意が必要です。

「サイトの不当請求」

「無料」のゲームサイトに登録。知らずに有料サービスを使ったらしく、高額な請求書が届いた。

●「無料」とうたわれていても、すべてが無料とは限りません。未成年者契約の取消ができる場合もあります。請求してきた相手に連絡する前に、消費者センターへ相談しましょう。

「出会い系サイト」

「悩みを聞いて」「資金を援助する」というメールをきっかけに出会い系サイトに登録。メール交換するために有料ポイントを購入し続け、気付いたら高額になっていた。

●お金をだまし取ることが目的で、サクラを用意していることがほとんどです。知らない人から届くメールなどには絶対に返信してはいけません。

消費者ミニ知識

- クレジットの基礎知識 -

クレジットとは「信用」という意味で、消費者が信用によってお金を借りるシステムです。その仕組みは、個人の信用を担保に、クレジットカード会社が商品代金やサービスの代金を販売店に一括して支払います。消費者は、この立替えてもらった代金を、後日、分割または一括してカード会社に支払っていきます。

クレジット利用上の注意点

- 支払いできる範囲をよく考えて、計画的に利用する。
- 利用総額と月々の返済額を確認し、支払い期日は必ず守り、遅れない。
- カードをむやみに作らない。他人にはカードを貸さない。
- 暗証番号は誰にも教えない、推測されやすい数字は使わない。
- 借金返済のためのキャッシングは絶対にしない。



豊かな知識と断る勇気で安心生活

越前市消費者センター 相談日時/平日：午前8時30分～午後5時

☎ 22 - 3773